

第2次高槻市環境基本計画
(イ メ ー ジ)

令和4年3月改訂版

高槻市

目 次

第 1 章 計画について.....	○
第 2 章 高槻市の環境の現状と課題.....	○
第 3 章 計画の目標.....	○
第 4 章 目標達成のための基本方針.....	○
第 5 章 計画推進に向けて.....	○
資料編.....	未
[1] 高槻市環境基本条例.....	未
[2] 高槻市環境・温暖化対策審議会の経過.....	未
[3] 計画策定の主な経過.....	未

第 1 章 計画について

1.1 趣旨

本市では、平成 13 年 4 月に施行した「高槻市環境基本条例」第 9 条に基づき、平成 14(2002)年 3 月に「高槻市環境基本計画」を策定しました。その後、平成 24 (2012) 年 3 月に「第 2 次高槻市環境基本計画」を策定し、さらに平成 29 (2017) 年 3 月には社会情勢等の変化を踏まえて見直した「第 2 次高槻市環境基本計画〔改訂版〕」を策定しました。

この間、これらの環境基本計画に基づいて、市民・事業者・市が協働して環境の保全と創造に関する様々な取組を進めてきました。このような中、近年では市域において新名神高速道路の高槻ジャンクション・インターチェンジの供用開始（平成 29 (2017) 年 12 月）、エネルギーセンター第 3 工場の稼働（平成 31 (2019) 年 4 月）、安満遺跡公園の全面開園（令和 3 (2021) 年 3 月）などの基盤整備が進展しています。一方、平成 30 (2018) 年には台風第 21 号により北部森林に甚大な被害が生じたほか、特定外来生物の増大などにより、自然環境への深刻な影響が見られます。さらには強い感染力を持つ新型コロナウイルスに伴う行動様式の変容や地球環境問題の深刻化は、市民が自然環境や地球環境に改めて着目し、環境行動を促す契機ともなっていると考えられます。

また、世界的な動向としては、地球温暖化の影響も受けた集中豪雨などの自然災害の頻発、生物多様性の損失、プラスチックによる海洋汚染など、地球規模での環境問題がますます深刻化しています。そのようなことから、平成 27 (2015) 年の国際サミットでは、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざした「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。また同年の第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) では、今世紀後半に温室効果ガスの排出量実質ゼロを掲げる「パリ協定」が採択されるなど、国際社会全体が協力して、持続可能な発展のために取り組むための枠組みの整備が進んでいます。

国内においては、平成 30 年 (2018 年) 4 月に第 5 次環境基本計画が閣議決定され、この計画の中で、脱炭素化や SDGs の実現へ向けた我が国の考え方が示されました。また、温室効果ガスの削減に向けて、令和 2 年 (2020 年) 11 月には主要 20 か国・地域首脳会議 (G20 サミット) において「令和 32 (2050) 年 実質排出量ゼロ」とする目標が首相から表明されるなど、今後これら目標達成へ向けた取組が急速に進展していくと予想されます。

このような中、本市では、令和 3 (2021) 年 3 月に「第 6 次高槻市総合計画」を定め、将来都市像の一つとして「良好な環境が形成されるまち」を改めて位置づけ、引き続き総合的かつ計画的に環境施策を推進していくこととしました。また同時に、「第 2 期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」を新たに策定し、市域全体における温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みの一層の促進を図っているところです。

以上の背景を踏まえ、これらの取り巻く社会情勢・本市の状況・市民意識の変化などを踏まえ、このたび、本市の環境施策の基本理念となる高槻市環境基本計画の見直しをおこない、「第 2 次高槻市環境基本計画〔令和 4 年 3 月改訂版〕」（以下、「本計画」という。）として策定するものです。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、高槻市環境基本条例第9条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。また、まちづくりの中長期的な方向性を示し総合的かつ計画的な行政運営を行うためのビジョンである「第6次高槻市総合計画」を上位計画とし、関連する各種の行政計画と整合を図ります。

さらに、本計画を踏まえた具体的な取組については、環境関連分野の個別計画と合わせて、市民・事業者・行政のそれぞれの立場での具体的な取組を示す「たかつき環境行動計画」として定めることとします。

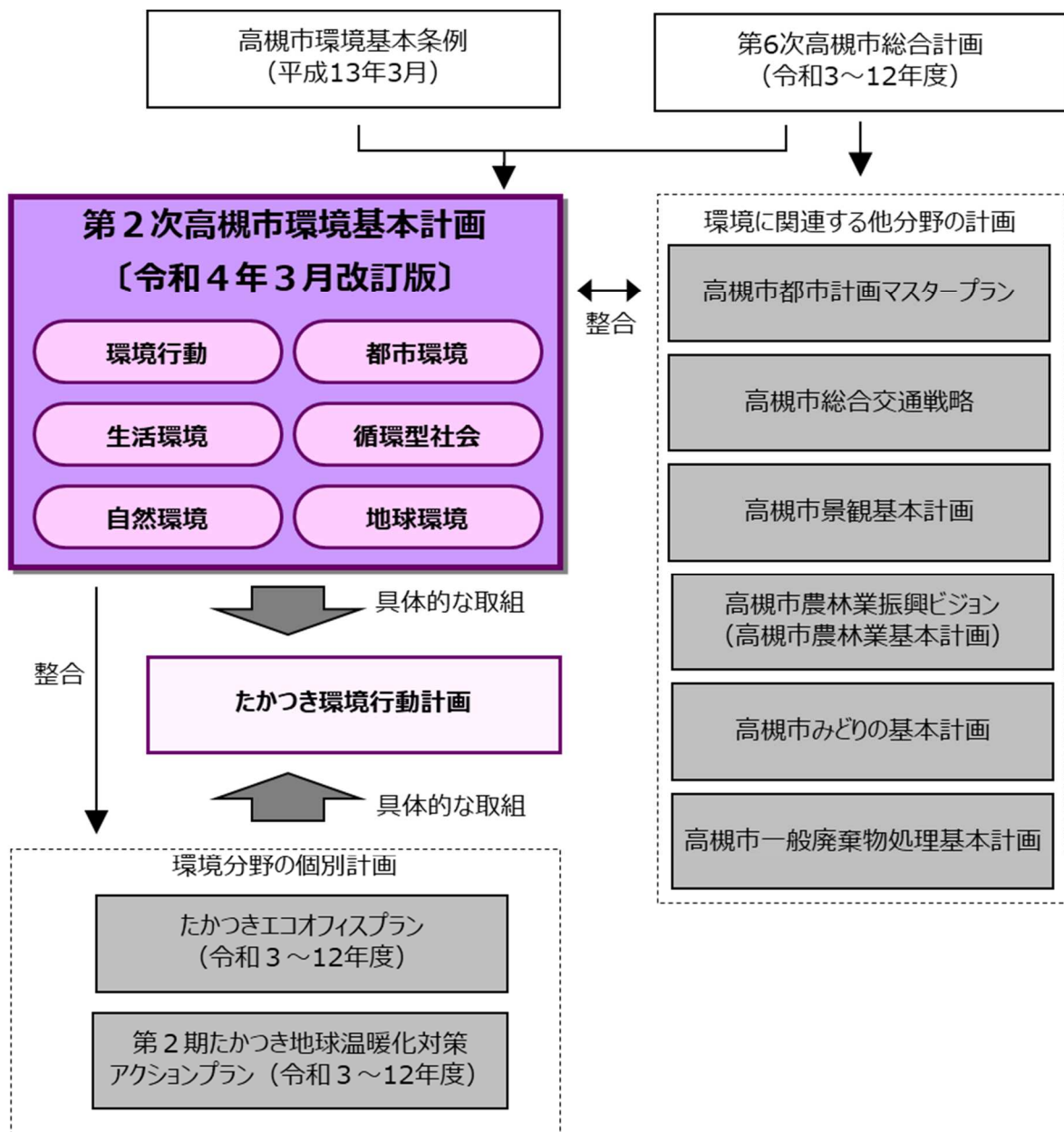


図 計画の位置づけ

1.3 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、高槻市の行政区域全域とします。

なお、国・大阪府・近隣市町など関係機関と協力する必要がある事項については、連携・協調します。

表 本計画の対象とする環境分野

環境行動	環境に対する市民・事業者・行政の具体的な行動
生活環境	大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭など健康な市民生活に関わる環境
自然環境	生物多様性、森林、水辺、農地などの自然環境
都市環境	市民が住まい・くらし・働く空間の環境
循環型社会	廃棄物の発生抑制や再利用などの資源循環
地球環境	地球温暖化など地球規模の環境

1.4 計画期間

本計画は、地球温暖化をはじめとした取り巻く環境の急激な変化へ柔軟に対応していくため、計画期間を固定せず、必要な時期に見直しを行い、次期計画を策定します。

第 2 章 高槻市の環境の現状と課題

2.1 高槻市の特性

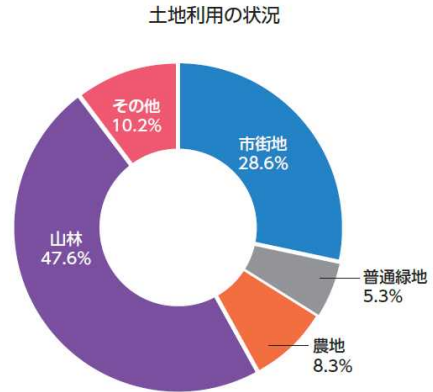
(1) 地勢

本市は大阪府の北東にあって、大阪と京都のほぼ中間に位置し、両市から約 20 キロメートル離れています。

面積約 105km²の市域は東西約 10km、南北約 23km と南北に長く、北部には北摂山系の山並みが連なり、南部には淀川が形成した平地が広がっています。標高は淀川河川敷の約 3m から最高地はポンポン山の約 679m と、多様性のある地形を有しています。

(2) 土地利用

市域の土地利用は、山林が 47.6%と最も多く、次いで市街地 28.6%、農地が 8.3%となっており、北部の森林・駅を中心とする市街地・全域に広がる農地が重要な役割を果たしています。

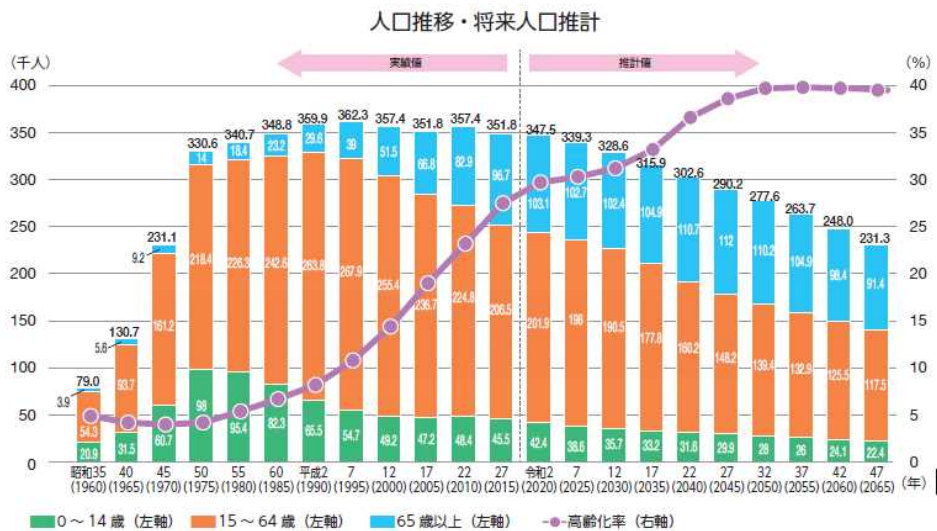


(資料) 国土交通省「都市計画基礎調査(平成 27 年)」を基に作成
出典: 第 6 次高槻市総合計画

(3) 人口

大阪、京都への利便性の高さから、高度経済成長期の住宅開発に伴い急激に人口が増加しましたが、昭和 50 年代以降は落ち着き、近年は約 35 万人程度で推移しています。一方で、65 歳以上の高齢者の割合は、近年は急速に高まっています。

今後については、総人口は徐々に減少すると見込まれており、概ね 20 年後の令和 22 (2040) 年には約 30 万人と見込まれます。また、高齢者の割合は同年には約 37%に達すると見込まれています。



(資料) 実績値は総務省「国勢調査」(総数には年齢不詳分を含む)による。推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30 年推計)」を基に、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が作成した「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ等(令和元年 6 月版)」を用いて作成(社会動態はゼロと仮定)。

出典: 第 6 次高槻市総合計画

2.2 環境行動の現状と課題

(1) 環境情報の提供

現状

環境基本計画の目標を達成するためには、それぞれの市民・事業者が環境について知り・理解し・考えることが、その第一歩となります。そのため、様々な環境団体や環境意識の高い市民・事業者が積極的な情報発信に取り組んでいます。

本市においても、様々な方法で環境情報の発信に努めており、広報誌、市ホームページ、エコフェスタや都市緑化フェアなどの環境イベント、けやきの森市民大学における環境講座や、地域の公民館での環境関係の講座の開催などに取り組んでいます。

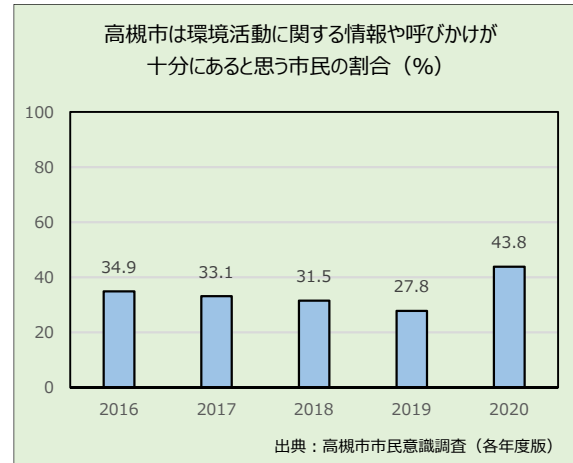


写真 エコフェスタ

一方、この環境情報の発信状況を市民サイドからみると、環境活動に関する情報や呼びかけが十分にあると思う市民の割合は、2020年で約44%となっており、一定のレベルには達しているものの、さらなる充実の余地があるものと考えられます。

なお、2020年の値が高くなっているのは、世界的な環境課題である地球温暖化問題を契機としたさまざまな媒体での環境情報の充実、新型コロナウイルス感染症を契機とした身近な自然や緑への回帰、

これまでの様々な環境施策などにより、市民の環境情報の受信力の向上や環境意識の目覚めにつながったことが一つの要因とも考えられます。



今後の課題

多様なニーズ・多様な情報が世の中にあふれかえる中で、環境情報に着目し、それが環境活動につながる必要があります。そのため、新型コロナウイルス感染症による意識変化や今日的なライフスタイルの変化を踏まえながら、多様な主体により様々な環境情報が受け手の状況に応じた形で提供されること、また、市民・事業者がこれを感度高く受信し、環境意識を高めていくための機運の醸成が課題です。

(2) 環境活動

現状

私たちの生命を育んでいる健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で環境活動を実

践することが必要です。

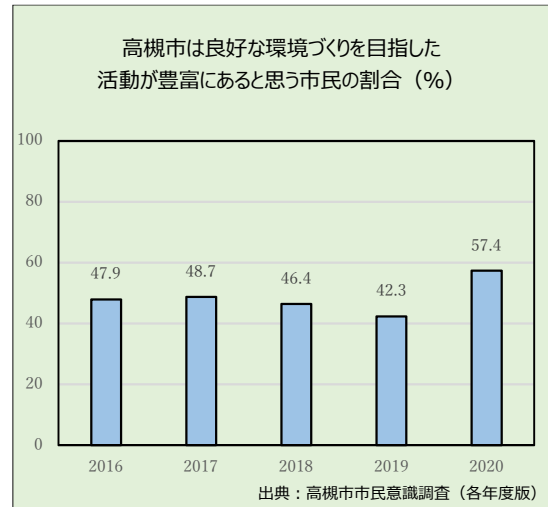
このような中、本市には環境活動に市民が主体的に参加できる様々な機会があり、身近な清掃活動、森林や緑・公園の維持管理において市民・市民団体が活躍しています。

また、市では「たかつき市民環境大学」を開催し、環境活動や環境教育を担う人材を育成しています。これらの取組もあり、「たかつき環境行動ネットワーク」に参画する環境保全活動団体の会員数は増加傾向にあり、市内における環境活動の推進の一助となっています。



写真 たかつき環境市民大学の開催状況

一方、市民意識調査では、良好な環境づくりを目指した活動が豊富にあると思う市民の割合は、2020年度は57.4%となっており、概ね市民の半数は環境活動が充実していると評価しています。



今後の課題

市民・事業者がまずは気軽に環境行動の第一歩を踏み出すことができるよう、すでにこれを実践する関係者がきっかけづくりに取り組むことが必要です。また、それを持続しより幅を広げていくとともに、地域循環共生圏に示されるように地域特性に応じて補完し支えあうこと、そしてより新しい取り組みをそれぞれがチャレンジしようとする機運の醸成が、今後の課題です。

2.3 生活環境の現状と課題

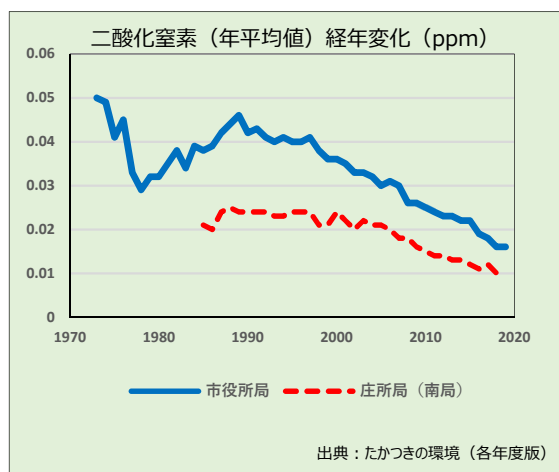
(1) 大気環境

現状

大気汚染とは、工場や自動車からの排出ガスなど、種々の人間活動に伴い排出される有害な物質の大気中濃度が高くなり、人の健康や生活環境に影響を及ぼす状態をいいます。

このような大気汚染を未然防止するために、大気汚染防止法などに基づき、事業者等は環境負荷の低い機器の導入・運用に取り組んでいます。また、市は大気汚染の状況を把握するため、大気常時監視局を設置し、24時間連続で測定を行っています。

その結果からは、環境基準が定められた大気汚染物質のうち二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準を達成しており、さらに長期的に大気中の濃度（年平均値ベース）も減少傾向にあることが分かります。



今後の課題

事業所に設置されるボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源に対しては、既に一定の規制がなされ個々で対策がとられていることから、そ

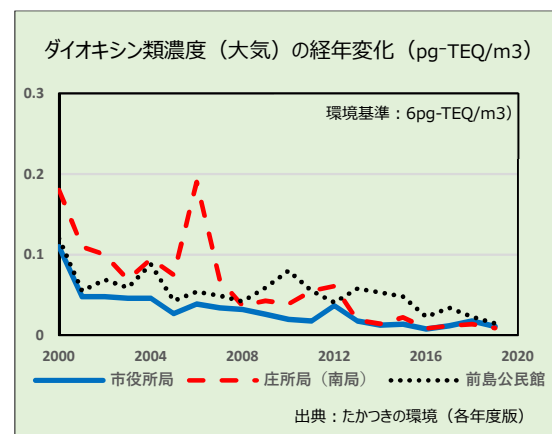
の効果が引き続き発揮され、環境基準が十分達成された状況を維持できるよう、関係者が協働して取り組むことが課題です。

(2) 化学物質等

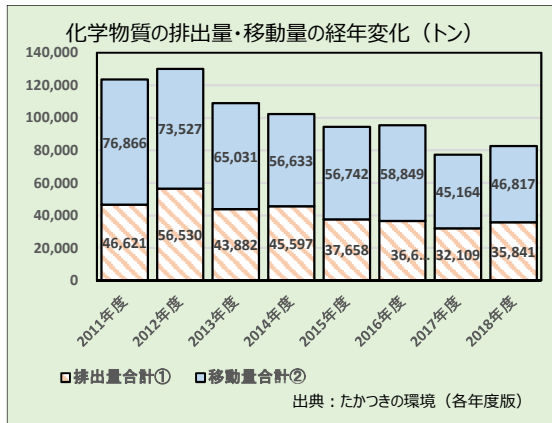
現状

環境中には、ダイオキシン類等さまざまな化学物質が存在しており、人体へ影響を及ぼすものもあることから、環境測定や PRTR 制度（特定化学物質の環境への排出量の把握等及管理の改善の促進に関する法律）に基づく排出量等の把握が行われています。

化学物質のうちダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき様々な規制や措置が定められており、各事業者が対策に取り組んでいます。その結果、大気中の濃度は減少傾向にあるとともに、環境基準を下回って推移しています。



また、市内の主な事業者による PRTR 制度の対象となる指定化学物質の大気・公共用水域への排出量及び廃棄や下水への移動量は、減少傾向にあります。



農薬等については、国等で安全性に関する議論が適宜行われており、市域ではそれらを踏まえながら適正使用に向けた啓発や利用管理などが進められています。

今後の課題

環境中のダイオキシン類濃度については、引き続き、法令に基づく施設の操業管理等が徹底され、環境基準が十分達成された状況を維持できるよう、関係者が協働して取り組むことが必要です。

また、化学物質については、環境意識の高まりを踏まえた化学物質の使用量削減や代替物質へ切り替え等に、事業者が積極的に取り組むことが課題です。

(3) 騒音・振動・悪臭

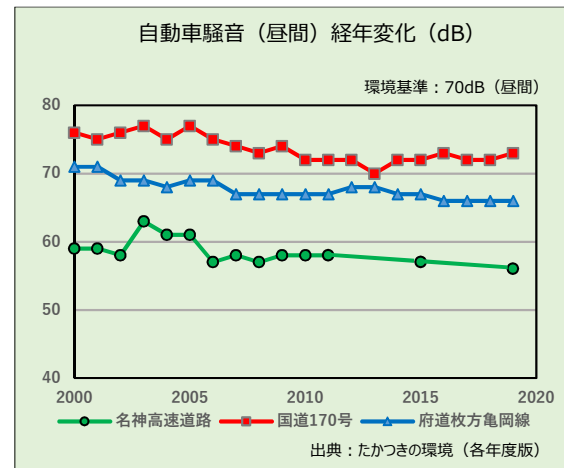
現状

市内には、高速道路や国道などの重要な幹線道路、新幹線などの複数の鉄道が位置しており、これらによる騒音や振動が市民生活に影響を及ぼしているケースも見られます。

そのため市では定義これを測定しており、道路騒音については、一部の幹線道路で環境基準が達

成されておらず、また、新幹線騒音についても、環境基準が達成されていない地点があります。

そのほか、工場・事業場や建設現場と住宅とが近接している地域では、操業にともなう騒音・振動・悪臭の苦情が散発的に発生しています。



今後の課題

道路に関しては、車両の電動化による騒音の低下と、物流量の増加に伴い貨物車両が増大することによる振動の深刻化の双方が想定されます。また、鉄道騒音・振動については、事業者による自主的な対策の充実を通じた軽減を促すことが課題です。

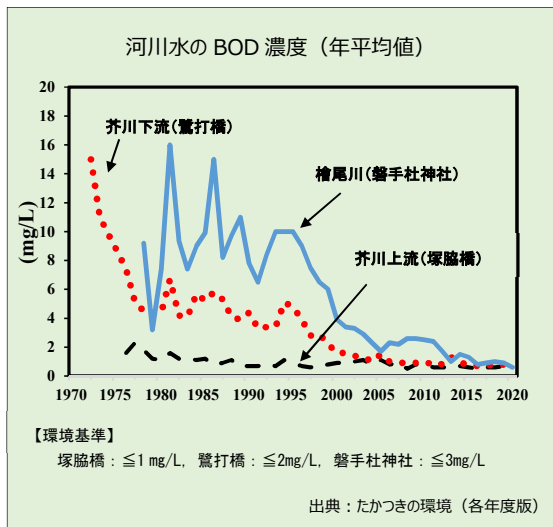
工場・事業場からの騒音等については、事業場等の近接地での新たな住宅開発や住民の環境意識の高まりによる苦情の増加も懸念されることから、相互に理解しあい、地域で共存することが課題です。

(4) 公共用水域

現状

市内には、芥川や檜尾川をはじめ、河川や水路といった公共用水域が数多く存在し、親水や農業用水等、市民に広く利用されています。市ではこれらの公共用水域の汚濁状況を把握するため、継続的に水質測定を実施しています。

水質測定の結果によると、河川の汚れを示す代表的な指標である BOD 濃度は、芥川・檜尾川ともに 1970 年代と比較すると大きく改善され、近年は環境基準を達成しています。この背景には、市域の下水道普及率が 100% 近くに達したことや、水質汚濁防止法等による事業場への排水規制の遵守が挙げられ、事業場排水・生活排水による恒常的な水質汚染はほぼ見られません。



また、農業用水路についても、用水期に水質の測定を行っており、重金属等有害な物質が含まれないことを確認しています。

今後の課題

河川や水路等において、それぞれの利用目的に応じた良好な水質が維持されるよう、事業場による公共用水域への排水が環境基準を十分に満たすように関係者がそれぞれの役割を果たすことが課題です。

(5) 土壌汚染・地下水汚染

現状

土壌汚染やそれに伴う地下水汚染は、健康に

影響を及ぼす恐れがあることから、土壌汚染対策法等において一定規模の工事の機会や有害物質を使用する事業場の閉鎖等に際して土壌汚染の調査を義務付けています。また、この調査において、土壌汚染が確認された場合、汚染があるとして区域指定するとともに、公表しています。

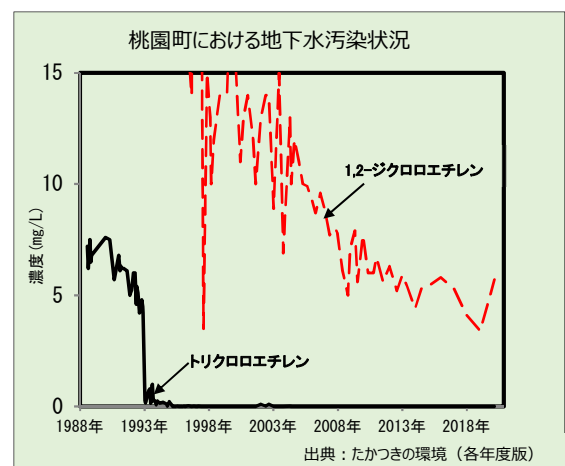
本市における法令に基づく調査契機の件数、および区域指定の件数は、横ばいで推移しています。なお、区域指定された区画においては、土地所有者は状況に応じて汚染土壌の撤去や隔離等を行い、健康リスクの低下を図ることとなっています。

年度	調査契機件数	区域指定件数
H26	46	3
H27	31	9
H28	34	4
H29	31	3
H30	36	3
R1	44	6

出典：たかつきの環境（各年度版）

また、地下水については、市内各所で水質測定を行い、継続的に実態を把握しています。

1980 年代に高濃度の地下水汚染が確認されたトリクロロエチレンなどについては、高濃度エリアにおける浄化の取組や微生物による分解などにより、低下傾向にあります。



今後の課題

新たな汚染の未然防止を図るとともに、過去の事業活動等に伴って生じた土壌汚染が開発等の機会に明らかになった場合は土地所有者が法令等に従って適切に対応すること、さらにはこれらの汚染除去や浄化等の対策が進展することで、土壌汚染やこれに伴う地下水汚染は減少することから、これらに関係者が協働して引き続き取り組むことが必要です。

(6) 生活環境に係る苦情件数

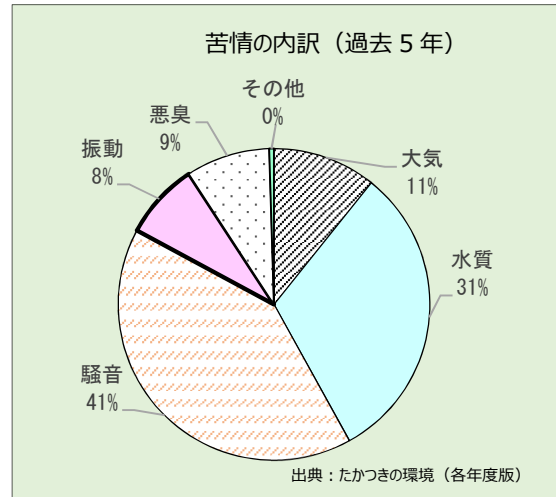
現状

本市における生活環境に係る市民等からの苦情は、工事に伴う騒音や粉じん、事業場からの臭気、水路の汚濁など多岐にわたっており、苦情が発生した際には、関係部署と連携し、現地調査による状況把握や原因究明を行い、再発防止に取り組んでいます。

苦情の発生件数は、2006 年度以降、概ね減少傾向にあるものの、年間 80 件程度発生しています。



苦情の内訳としては、騒音（解体工事、カラオケ等）、水質（油、塗料等の流出）に関するものが多くなっています。



今後の課題

苦情の原因の多くを占める騒音は解体工事によるものが多くを占めますが、そのほかにも住民の環境に対する意識の高まりや新たな居住者等による既存事業場への苦情などがあり、法令遵守のみならず、双方のコミュニケーションやお互いへの配慮意識の醸成が今後の課題です。

水質に関する苦情については、事業場における事故によるもの以外にも、油や塗料の不法投棄が原因と考えられるものも多く、事業者の事故の未然防止やモラルの向上が今後の課題です。

2.4 自然環境の現状と課題

(1) 生態系

現状

本市は北部の山間部と南部の平野との間に芥川や檜尾川が流れており、みどりと水に恵まれた豊かな自然があり、多様な動植物が生息しています。

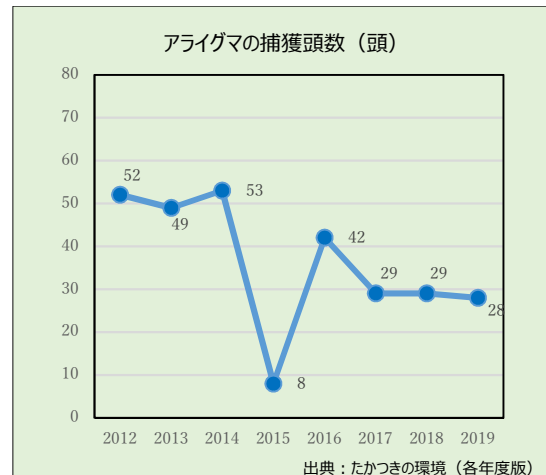
特に芥川や檜尾川の上流部などには絶滅が危惧される動物などが生息しており、市ではこれらを「高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」で保護動物に指定しています。このほか、国の特別天然記念物のオオサンショウウオが、本市にも生息しています。

また、淀川河川敷の鶴殿にはヨシ原が広がっており、野鳥や動植物の貴重な生息地となっているほか、このヨシを用いて宮内庁で使われている雅楽の箏篋（ひちりき）の蘆舌（ろぜつ）が作られています。この保全のために行われているヨシ原焼きは、本市の貴重な冬の風物詩となっています。

表 高槻市の保護動物

両生類	ヒダサンショウウオ カスミサンショウウオ モリアオガエル カジカガエル
昆虫類	ホタル科全種 ムカシトンボ

一方で、市域においては在来種の生息に悪影響を与える特定外来生物の増加がみられることから、動植物生息・生育環境の保全を図るためこの防除に取り組んでいます。このうちアライグマについては簡易捕獲器の市民への貸し出しを行っており、そのほかの繁殖力の強い特定外来植物等に関しては行政・地元ボランティア・市民団体が定期的に駆除を行っています。その他、イノシシやシカなどにより農地・森林での食害による被害が発生していることから、その対応に取り組んでいます。



今後の課題

貴重な動植物の保全や生物の多様性の確保のためには、自然環境の保全に配慮した開発や、関係者の協力による貴重な動植物の生息に適した環境の保全と創出に取り組むことが必要です。

また、特定外来生物や有害鳥獣に関しては、関係者が協働して防除に努めることが重要です。

(2) 森林の保全

現状

市域の北部には、北摂山系の一部をなす森林が広がっており、府内で3番目の広さを有しています。また、近郊緑地保全区域、保安林、地域森林計画対象民有林が指定されているほか、ポンポン山地区が大阪府立北摂自然公園に、摂津峡周辺が風致地区に指定されています。

都市部に近いこれらの森林は、動植物にとって貴重な生息・生育空間であるとともに、都市住民にとっての心身の癒し空間として、また雨水を蓄え浄化

する水源涵養機能など、森林の有する多面的な機能は、本市にとって欠かすことのできない重要な役割を果たしています。

北部森林の樹種としては、本山寺周辺で多く見られるモミ・ツガ・カンなどの天然林や、各地域で植林されたスギ・ヒノキなどの人工林で成り立っています。

このうち人工林については、森林所有者からの信託を受けた森林組合が中心となって、長年にわたって間伐などの適正管理に取り組んできたほか、森林ボランティアや企業の地域貢献活動が行われており、きめの細かい森林の保全や資源の有効利用に取り組んできました。このような中、2018年の台風第21号により、613haの人工林に甚大な被害が生じたことから、近年は森林組合が中心となってこの復旧に注力するとともに、一部については今後の在り方について関係者で検討が進められています。



写真 櫻田地区における台風被害の状況

さらに、森林は必ずしも十分な監視を行うことができないことから、不法投棄や不適正な土砂埋め立てなどの行為を行おうとするものが後を絶ちません。そのため、地域が主体となって定期的にパトロールしているほか、市としては林道の適正利用を目的とした「林道管理条例」や、災害防止と環境保全を目的とした「土砂埋め立て等の規制に関する条例」などを制定し、山林の適正な管理を条例面から支えています。

今後の課題

北部森林においては、甚大な台風被害への復旧に際して、今日的な情勢を踏まえた森林の再生が大きな課題です。また、森林の有する物質生産機能だけでなく、多面的機能（水源涵養、土砂災害防止、生物多様性保全、地球環境保全、レクリエーションなど）が適切に発揮できる持続的な仕組み作りも大きな課題です。

(3) 農地の保全

現状

市域の農地は、比較的面積の広い農地が北部の山間部や南部の平野に広がり、市街地には生産緑地を中心に小規模な農地が位置しています。これらの農地は、生きていくうえで欠かせない米や野菜の生産の場としての役割だけでなく、洪水防止機能や水源涵養機能、生物多様性保全機能や土壌の流出防止機能、憩いとやすらぎの空間機能など多面的な機能を有しており、環境面からも大きな役割を担っています。

市域の農地面積は約600haで、その約95%が田となっており、水稻中心の農業が形成されています。また、農家数は1,347戸（農林業センサス、2015年）ですが、このうち100万円以上を販売している農家は40戸と、比較的販売規模の小さい農家が多いこと、またその担い手としては高齢者が多くなっていることが特徴です。

このような中、市域では大阪エコ農産物の認証を受けた農産物の生産、市内産の米や野菜の学校給食への利用、各地での朝市の開催など地産地消の取組が進んでいます。また、農業体験イベントや貸農園など、市民が農業を体感し、理解を深める機会が設けられています。

今後の課題

都市部に位置する本市の農業の特徴を踏まえつつ、市民が農業の果たしている多様な機能について十分に理解し協力するとともに、農業従事者が市域において持続可能な農業を確立し、もって農地に係る自然環境を良好に保つことが課題です。

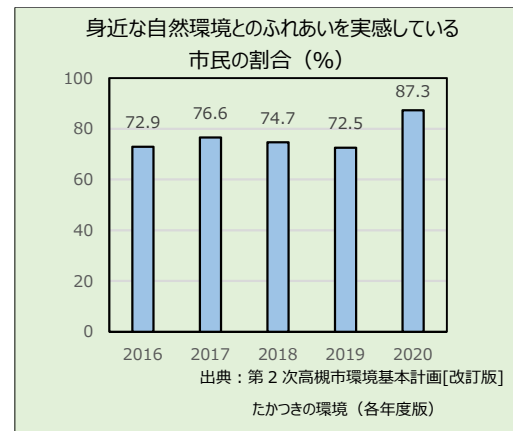
(4)自然環境とのふれあい

現状

本市には北摂連山や芥川など、様々な自然が身近に感じられます。このうち、特に市の中央を流れる芥川は、地域のシンボルであり、自然環境を代表する重要な存在です。このようなことから、「芥川創生基本構想」に基づいて遊歩道の整備や魚みちづくりが進められているほか、NPO 団体などが中心となり河川の保全活動や研究活動に取り組んでいます。また、都心部の憩い・潤いの空間として、多くの市民が散歩や運動するさまがみられます。

このような様々な市域の自然やこれに係る取り組みなどにより、身近な自然環境とのふれあいを実感

している市民の割合は 70%以上となっており、多くが高槻の豊富な自然環境を前向きにとらえていることが分かります。



今後の課題

現代社会においては身近な自然との触れ合いへのニーズが高まることが考えられ、引き続き市域の自然が保全・創出されるとともに、これに親しむソフト・ハードのきっかけづくりが進められ、市民は自然保護について意識を高めながらもこれに適切にふれあえることで、これらが両立している状況を持続していくことが重要です。

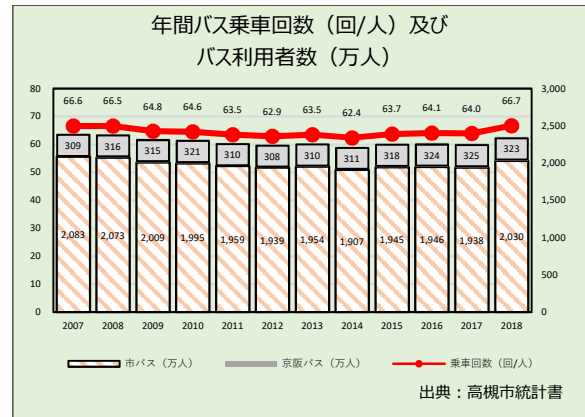
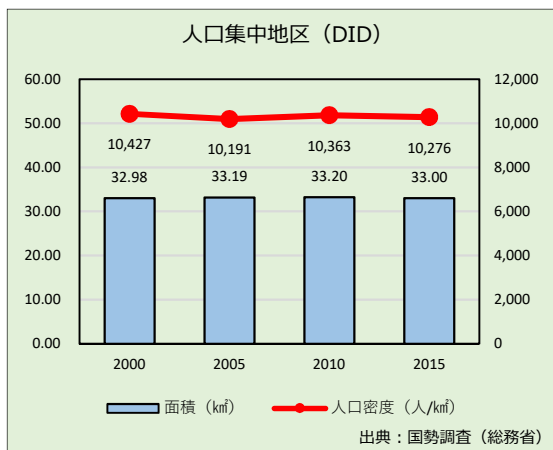
2.5 都市環境の現状と課題

(1) 都市構造

現状

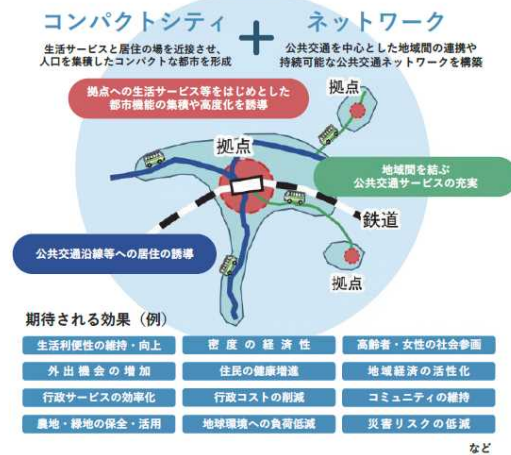
高槻市ではこれまでの都市化の過程において、都市計画に基づく土地利用の誘導に努めてきた結果、鉄道駅周辺に商業や業務系の土地利用が進み、その周辺に住宅街が形成されています。また、鉄道駅を拠点としてバスによる公共交通ネットワークが形成されるとともに、環状・放射方向の道路ネットワークが整備されています。このように、本市では鉄道駅を中心としたコンパクトなまちが形成されており、移動に伴う環境負荷が相対的に少ない都市構造が形成されています。また、JR 高槻駅北東地区（平成 28（2016）年 11 月、全施設が竣工）や安満遺跡公園の整備（令和 3（2021）年 3 月全面供用開始）に見られるように中心市街地の魅力向上を図るとともに、JR 高槻駅の新ホームの供用開始（平成 28（2016）年 3 月）や駅前広場の再整備など、公共交通の機能向上を図っています。

このような結果、人口集中地区（DID）は市街化区域と概ね一致するとともに、約 10,000 人/km² と高い密度を維持しています。また、市営バスの利用者数も概ね横ばいを保つことができます。



今後の課題

今後は人口減少が進むと想定されるなか、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを志向したまちづくりにより、人口集中地区（DID）を中心として、賑わいと魅力あふれる中心市街地と一定の人口密度を有する郊外部を形成していくことが課題です。



(2) 公園やみどり

現状

本市では都市部における憩いと潤いの空間の確保のため、様々な機会をとらえて公園整備や緑の

充実を図っています。

このうち公園については、貴重な歴史資産である安満遺跡を活用した安満遺跡公園（約 22ha）が 2021 年 3 月に全面開園し、多くの市民が様々な形で中心市街地の緑あふれる広大なオープンスペースを利用しています。また、民間開発事業に伴う提供公園や民間施設整備に伴う緑化などを通じて、市街地における公園やみどりの確保を図っています。また、自治会などの地域コミュニティが中心となって、身近な公園の維持管理や道路などでの花と緑の創出と維持管理なども行われています。



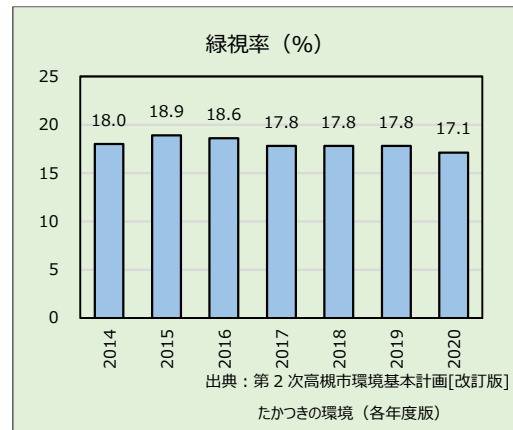
図 安満遺跡公園の整備イメージ

また、市内に残された緑を守るため、社寺林などを樹林保護地区に指定しているほか、古木や大木で樹容が特に優れている樹木を保護樹木に指定するなど、貴重な緑地の保全に努めています。

表 保護樹林地区、保護樹木

樹林保護地区	社寺林など 21 地区、 約 13.8 ha
保護樹木	クスノキなど 29 本

これらの取組もあり、2020 年には、都市公園としては 220 か所を有しているほか、市民一人当たりの公園面積は 5.91 m²と、2013 年に比べて 16% 増加しました。また、市街地の中の緑の割合である緑視率（市街地の複数の定点で、地表 1.5m の高さで撮影した写真の中で緑の占める割合）は実測を開始した 2014 年以降、18%前後を維持していますが、時間とともに低下する傾向もうかがえます。



今後の課題

現在取り組んでいる地域が主体となった公園・緑の維持管理は、高齢化や行動様式の多様化により厳しさを増す可能性があることから、この対応が課題となります。また、公園や緑環境については、今日的なニーズへの対応や持続性の確保が課題です。

(3) 景観

現状

市域には、北摂連山、淀川や芥川、山間部や南部の昔ながらの集落などの自然的景観、安満遺跡や今城塚などの古墳、富田地区や西国街道といった歴史的景観、JR 高槻駅周辺や北部・南部の住宅街などの市街地の景観など、様々な特徴的な景観があります。これらの景観は、いずれも高槻らしさの象徴の一つであり、これを守り育てることは、良好な生活環境の創出のみならず、地域の魅力づくりやまちに対する愛着や誇りの醸成にもつながります。

このようなことから、本市では 2008 年 3 月に「高槻市景観基本計画」を策定し、景観行政団体として良好な景観の保全と創出に向けて本格的に取り組むこととしました。これにより、大規模建築に際し

では事業者が景観に配慮した色彩の採用が進んだほか、屋外広告物も周辺環境に配慮した大きさや色彩・デザインへの意識が芽生えています。また、富田地区は歴史的な街並みが特徴的ですが、地域では施設整備に際してこれに配慮したり、市では道路整備に際して配慮する取組が進展しました。また、これらの優れた景観をPRするため、8回にわたり「高槻ええとこクイズラリー」として各地を楽しく周遊するイベントを開催したほか、2019年度には高槻市景観賞として、良好な建築物や景観まちづくりを表章しました。



写真 高槻市景観賞受賞作品（横山家住宅）

今後の課題

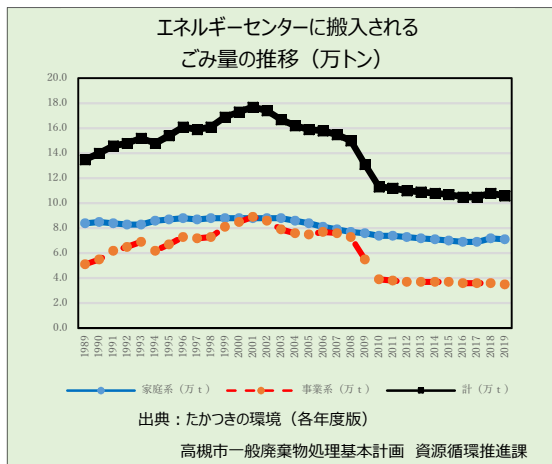
それぞれの市民・事業者が、景観の有する社会的役割を十分に認識し、良好な景観を享受することの価値やこの維持管理の労力を理解するとともに、その主体者においては自然的景観・歴史的景観・市街地の景観を引き続き良好に保全し、適時創出するという意識の醸成が重要です。

2.6 循環型社会の現状と課題

(1) ごみ処理状況

現状

本市では、家庭系ごみを可燃ごみ、不燃ごみ、大型可燃ごみ、リサイクルごみの4つに分別して収集しています。収集したごみは、事業系ごみ（産業廃棄物を除く）とともにエネルギーセンターに集められます。この搬入ごみ量は2002年までは増加していましたが、2008年の事業系ごみの搬入規制の強化により大きく減少したのち、微減傾向となっています。



市では搬入されたごみを分別し、再資源化を図りつつ、これが困難なものは焼却・埋め立て処理しています。

また、エネルギーセンターではごみの燃焼時に生じる熱を利用して電気や温水を生み出しており、これらを施設内外で有効利用するとともに、電力の一部は環境にやさしいエネルギーとして売電しています。なお、2019年度からは発電施設のない第1工場の運用を停止し、高効率な発電が可能でより大気環境への負荷が少ない第3工場を運用しています。

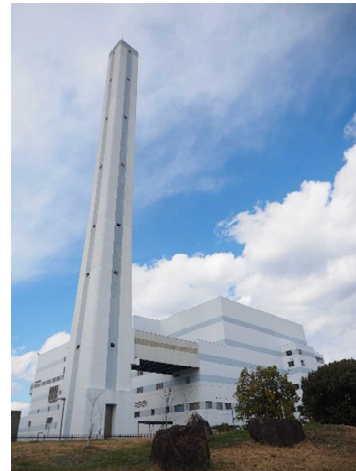


写真 エネルギーセンター第3工場

今後の課題

ごみ排出量は、微減傾向が予想される人口や事業所数に比して増減するほか、ライフスタイルの変化の影響を受けます。そのため、市民・事業者が、後述の3Rの推進に主体的に取り組み、ごみの排出を減らしていくような意識の醸成が課題です。また、ごみ処理においても、分別・再資源化により焼却や埋め立て処分の低減を図ることが必要です。

(2) 3Rの推進

現状

循環型社会、すなわち天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができるだけ低減された社会の形成のためには、3Rの確立が必須となっています。3R、すなわちリデュース（Reduce、ごみ発生抑制）、リユース（Reuse、再利用）、リサイクル（Recycle）に、それぞれの市民・事業者が取り組むことが必要となります。

このうち、リデュースについては、例えば、レジ袋の削減に向けて北摂10市町とスーパー各社が協定

を締結し取組を進めてきたほか、各所で食品ロスの削減やマイボトルの持参などの取組が行われています。

リサイクルについては、資源ごみの市による収集のほか、地域の自治会等では古紙やアルミ缶などの集団回収、スーパーなどでの資源ごみの回収が行われています。なお、リサイクルごみの持ち去りに対しては、廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例を2018年度に改正し、これを禁じ罰則規定を設けるとともに、パトロールなどの強化を行い、その未然防止に努めています。また、公共工事における建設副産物については、法令の定めもあり概ね全量がリサイクルされています。

循環型社会形成に向けた本市の取組経緯

年	主なできごと
2014	ごみアプリの提供
2016	リサイクルごみにペットボトルを追加
2017	エコショップ認定制度開始
2018	北摂10市町でレジ袋削減に向けた協定 資源ごみ持ち去りに対応した条例改正
2021	小型家電リサイクル業者との連携協定

今後の課題

3Rの推進に際しては、市民・事業者のライフスタイルや事業形態がこれに適したものとなる必要があることから、これに積極的に取り組むための意識の醸成や仕組みの形成が大きな課題です。

(3) 不法投棄対策・環境美化の状況

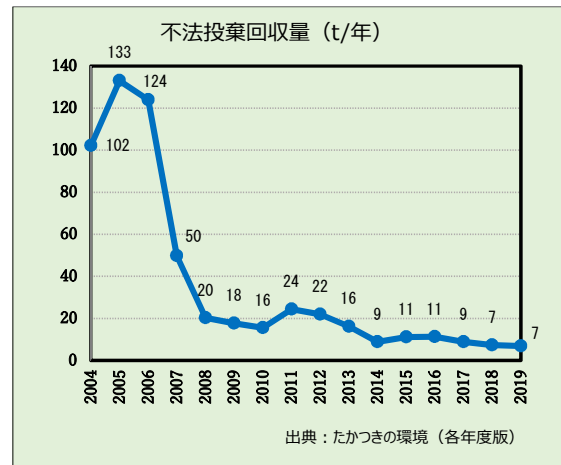
現状

本市では、「高槻市まちの美化を推進する条例」

を制定し（2006年3月）、市民・事業者・市が協働して、不法投棄や吸い殻等のポイ捨て防止、清掃活動に取り組み、まちの美化を推進しています。

この一環として、2001年度より環境美化推進デーを設定し、市民・事業者・各団体・行政等による市内の一斉清掃を実施しております。参加者は、概ね年間7～8万人ですが、近年はやや減少傾向にあります。

不法投棄については、多発地点の定期パトロールを実施して、継続的に監視を行うとともに、幹線道路等の散乱ごみを回収することで誘発防止に取り組んでいます。不法投棄の回収量は、家電リサイクル法等により適正廃棄が義務付けられたことから、ピークに比べて近年は低位で推移しています。



今後の課題

地域での清掃には自治会が主体となった取組の継続的な実施と、意識の高い人による特定地域での活動の高まりに向けての取組みとその支援が課題となります。

不法投棄については、法令による家電等のリサイクルの義務付けにより低位で推移すると見込まれますが、小型家電を含めて市民・事業者がリサイクルしやすい仕組みとその意識の形成が課題となります。

2.7 地球環境の現状と課題

(1) 温室効果ガス排出削減に向けた取組

現状

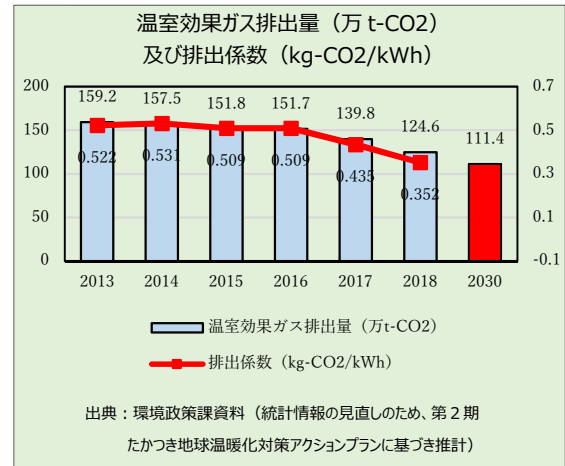
気候変動に対する世界的な危機意識の高まりから、地球温暖化対策をめぐる情勢は目まぐるしく変化しています。我が国においても、2020年11月には、首相が国際社会に対して、温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロとする目標を設定し、脱炭素社会の実現に向けた決意を表明しました。

このような中、市においても地球温暖化という長期的な課題に着実に対応するため、「第2期地球温暖化対策アクションプラン」を2021年3月に策定し、「2030年度までに、2013年度比で温室効果ガスを30%削減すること」を目標に定めています。

このようなことから、市域では、市民・事業者がそれぞれの立場で、省CO₂となる選択や、温室効果ガス排出量の少ない機器・建物等に向けた取り組みを進めています。また、本市としても、市民・事業者が再生可能エネルギーや省エネ機器を導入する際に補助したり、広報誌などを活用した啓発などに取り組んでいます。

このような結果、市域の温室効果ガス排出量は2018年（暫定値）においては124.6万t-CO₂

で、2013年度比で約22%削減となっています。



また、市の事務事業に係る温室効果ガスの削減に対しては、「たかつきエコオフィスプラン」（2020年）を定め、省エネルギーとなる庁舎等の運用、エコカーや太陽光発電装置の導入などを進めています。

今後の課題

省CO₂に資する技術革新や製品開発、これを促す法令等による取組に加えて、市民・事業者・行政が日常的な活動や様々な契機において温室効果ガス排出量を減らす選択を行っていくこと、さらにはそのための意識の醸成が重要となります。

第3章 計画の目標

3.1 計画の体系

6つの環境分野ごとに、望ましい環境像を定めるとともに、これらの望ましい環境像を実現するための環境目標を設定します。

また、環境目標に応じて、目標達成のための基本方針を以下の通り定めます。



第4章 目標達成のための基本方針

4.1 環境行動

望ましい環境像	市民一人ひとりの心と行動が将来へ良好な環境を引き継ぐまち
環境目標	市民一人ひとりがエコスタッフ
SDGs への貢献	

基本方針	
環境情報の共有	環境の現状について正しく理解したうえで行動するため、市民・事業者・行政がそれぞれ正確な情報発信に取り組むとともに、それぞれが環境情報に対する感度を高め積極的な情報の収集と理解に努めている状況を目指します。
環境学習と人材育成	環境活動に取り組む人材や自然をはじめとする地域資源を活用しながら、子どもから大人まであらゆる世代が環境について考え・学び続ける様々な機会を設けるとともに、これらも活用しながら、具体的な環境行動を自ら考え、実践できる人材として皆が育ち・育てることを目指します。
環境に配慮した行動の実践	それぞれの生活スタイル・事業活動が、自らが住まい・働く地域だけでなく、日本全体、世界各地、地球規模での環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境負荷の低減や高質な環境の創造の実現に向けて、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動に取り組むことを目指します。
連携・協働による環境活動の深化	市民・事業者・行政が取り組んでいる様々な活動等について、様々な場面をきっかけとして相互に連携・協働がすすみ、相乗的な効果が発揮され、いっそう環境活動が市域全体に普及・定着することを目指します。

4.2 生活環境

望ましい環境像	誰もが心地よく、憩いとやすらぎのある生活を営めるまち
環境目標	健やかに暮らせる良好な生活環境の保全
SDGs への貢献	   

基本方針	
良好な大気・水・土壌環境の確保	事業者の高い環境保全意識と行政による定期的な立入検査により、事業に伴う排水・排気等は環境基準を満たした上でさらに低い水準に維持されている状況、また事業活動に伴う新たな土壌汚染が生じていない状況を目指します。さらに、環境モニタリングとして定期的に大気・公共用水域・地下水等の環境実態が把握されるとともに情報公開され、良好な水準であることが幅広く知られていることを目指します。
事業活動と快適な生活環境の両立	事業活動に伴う騒音・振動・臭気等は、事業者の高い環境保全意識と周辺居住者への配慮により、良好な水準に維持されている状況を目指します。また、目指すべき姿にふさわしい住商工としての土地利用とその誘導や、周辺居住者の事業活動に係る理解が得られている状況を目指します。

4.3 自然環境

望ましい環境像	河川を軸に人と自然をつなぐみどり豊かなまち
環境目標	人と自然の共生
SDGs への貢献	   

基本方針	
良好に営まれている 森林・農地の保 全と創出	北部森林の台風被害からの再生、既存の森林や農地の適正な維持管理と利活用、市内産の農作物・林産品の積極的な消費に、農林業従事者・市民・事業者をはじめとする関係者が取り組み、森林や農地の有する多面的な機能が十二分に発揮されている状況を目指します。
市民生活を豊かにす る水辺環境の充 実	芥川（含む摂津峡）や淀川を中心に、豊かな生態系の確立、水辺や生き物との触れ合いの場、憩いと潤いの空間の形成、各種関係団体の活動と連携により、日常生活や様々なイベントで市民が水辺に親しんでいる状況を目指します。
生物多様性の保全	貴重な野生動植物の保護や特定外来生物の防除をはじめ、緑と水のネットワークづくりや様々な生物が生息できる空間・拠点の保全と創出などを通じて、生態系サービスを支える多様な生物が地域に生息している状況を目指します。
自然とふれあう機会 の充実	公園や民間敷地の緑化等による市街地における緑空間の整備、歴史文化等の地域資源と一体となったみどりのネットワーク化、これらを活かした憩いと学びの場の提供などを通じて、市民が暮らしの中で様々な機会にみどりとふれあう状況を目指します。

4.4 都市環境

望ましい環境像	ゆったりとした時間が流れるおだやかで風格のあるまち
環境目標	ゆとりある都市環境の創造
SDGs への貢献	  

基本方針	
持続可能な都市構造に向けたまちづくり	都市の拠点とその周辺においては、地域特性に応じた都市機能の集積・高度化や一定の密度を維持した居住空間を志向するとともに、これらを連携する市営バスを中心とした誰もが円滑・快適に利用できる交通ネットワークも活用するなど、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを念頭に、長期的な人口減少社会においても環境負荷の少ない都市構造を目指します。
みどりと憩いの空間の充実	市街地における貴重なオープンスペースである公園や、様々な主体による街なかの緑の保全と創出を通じて、これらの有する多様な機能を活かしつつ暮らしに憩いと潤いを与える空間を形成します。
地域特性を活かしたまちなみの保全と創出	長い歴史と風土の中ではぐまれてきた歴史資産や伝統的なまちなみ、自然と調和した風景等を継承するとともに、これらの地域特性を活かした新たなまちなみと魅力が形成された都市環境を目指します。

4.5 循環型社会

望ましい環境像	限りある資源を活かして、ごみゼロをめざすまち
環境目標	持続可能な循環型社会の形成
SDGs への貢献	   

基本方針	
3Rを実践する生活スタイル・事業活動	ごみの減量（リデュース）、再利用（リユース）、リサイクルからなる3Rに、市民・事業者が日々の生活や事業活動の中で様々な内容・方法により取り組むことで、廃棄物の処分による環境負荷の軽減を目指します。
資源循環と廃棄物の適正処理	限りある資源に係る循環の輪を形成していくため、市民・事業者と回収・再生事業者との相互理解や連携強化、再利用品・リサイクル品の積極的利用を目指します。また、民間の廃棄物処理施設や市の一般廃棄物処理施設においては、法令を遵守したうえで安定的でより環境負荷の低い廃棄物処理と、エネルギーとしての回収を含めた資源の循環にいっそう取り組むことを目指します。
まちの美化に向けた協働	市民・事業者の高いまちの美化意識により、不法投棄や吸い殻等のポイ捨て等が未然防止されているとともに、日常的な公共空間・公益的空間における美化活動が行われていることにより、清潔で快適に暮らせるまちの実現をめざします。

4.6 地球環境

望ましい環境像	地球規模で考え、身近なことから行動するまち
環境目標	地域からの環境負荷低減の取組
SDGs への貢献	    

基本方針	
温室効果ガスの排出が少ない快適な建物と自動車に変えていこう	建物や設備・機器を省エネルギー性能の高いものへと転換していくことや、建物を活用した再生可能エネルギーの創出を図ることで、低炭素で快適な住環境及び事業環境の実現を目指します。
日々の暮らしや仕事の中で省 CO ₂ となる選択を習慣づけよう	エネルギーの見える化や省エネルギーをサポートする機器やサービスを日常に組み込み、さらには、こうした取組が普及・定着し、環境に配慮した選択が社会の価値観として共有される社会を目指します。
気候変動のリスクを知り、暮らしや事業活動への影響が小さくなるように備えよう	気象災害や健康影響など温暖化に伴うリスクについて正確な情報や危機感を共有し、甚大な自然災害の経験を教訓に、一人ひとりが気候変動の影響から暮らしや事業活動を守ることができるまちを目指します。




※本項の基本方針は、「第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」に基づく

第5章 計画の推進に向けて

5.1 推進体制

本計画の推進に際しては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で、基本方針に基づいた実効性のある具体的な環境行動に取り組むとともに協働することとします。

また、環境行動の取組や協働を支えるため、市民団体や事業者からなる「たかつき環境行動ネットワーク」を組織し、それぞれの活動が効果的で円滑に進展するようサポートするとともに、団体間または本市との情報共有や意見交換などの連携を円滑に実施できるよう支援することとし、市は事務局としてこれに取り組めます。

市民・市民団体	事業者	行政
		
日常生活において、環境負荷の低減への取組を積極的に行うよう努め、市等が実施する取組に参加・協力します。	自らの事業活動や関連事業者において環境負荷の低減に積極的に努め、市等が実施する取組に参加・協力します。	地域特性を活かしながら率先して行動するとともに、関係機関等と連携を図りながら市民・事業者の意識向上を促します。

5.2 進行管理

本計画に基づく取組を着実に実行していくため、PDCA サイクルによる進行管理を行うこととします。具体的には、本計画に基づいて定める「たかつき環境行動計画」に示す個別の取組状況、定量的な現状把握に用いる指標を活用し、まずは市域の環境の現状把握を行います。さらに、この内容について、毎年作成する環境報告書「たかつきの環境」を活用して公表するとともに、市民意見の募集や有識者・関係者から構成される審議会等での議論を通じて、次年度以降の計画や施策に市民・事業者・有識者の意見を反映させることとします。

なお、計画推進中に社会情勢の大きな変化や諸制度の重大な変更などが生じた場合には、本計画を適切に見直しすることとします。

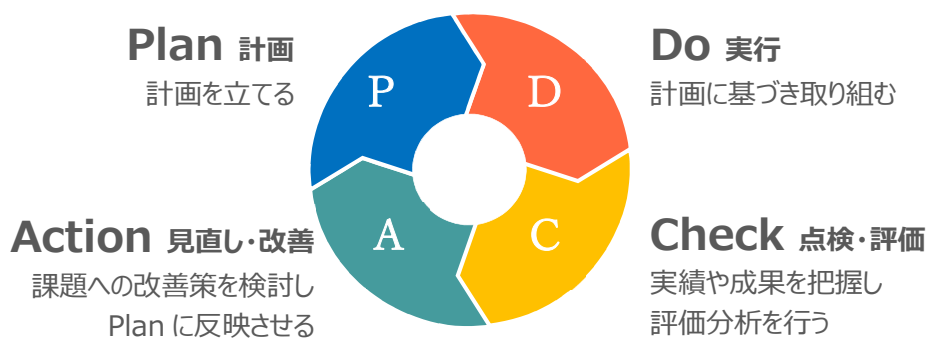


図 PDCA サイクルのイメージ図

表 定量的な現状把握に用いる指標

	指標	現状値 (2020)	方向性
環境行動	【市民意識調査】 良好な環境を目指した活動が豊富と感じる 市民の割合	57.4%	↑
	【市民意識調査】 環境に関する情報が十分にあると感じる 市民の割合	43.8%	↑
生活環境	【総合計画指標】 河川水質（BOD）の環境基準達成状況	100% [3/3 地点]	⇒
自然環境	【市民意識調査】 身近な自然環境とのふれあいを実感している 市民の割合	59.6%	↑
都市環境	【みどりの基本計画指標】 市街地における緑視率	17.1%	↑
	【総合計画指標】 景観重点地区の面積	9.3ha	↑
	【総合計画指標】 市民1人当たりの都市公園面積	5.91 m ²	↑
循環型社会	【総合計画指標】 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	624 g	↓
	【総合計画指標】 市民1人1日当たりの事業系ごみ排出量	256 g	↓
	【総合計画指標】 リサイクル率	(2019) 19%	↑
	【市民意識調査】 不法投棄やポイ捨ての少ない美しいまちと感じる 市民の割合	59.6%	↑
地球環境	【たかつき地球温暖化対策アクションプラン指標】 市域の温室効果ガス排出量削減率 (2013年度比)	(2018) 21.7%	↓